

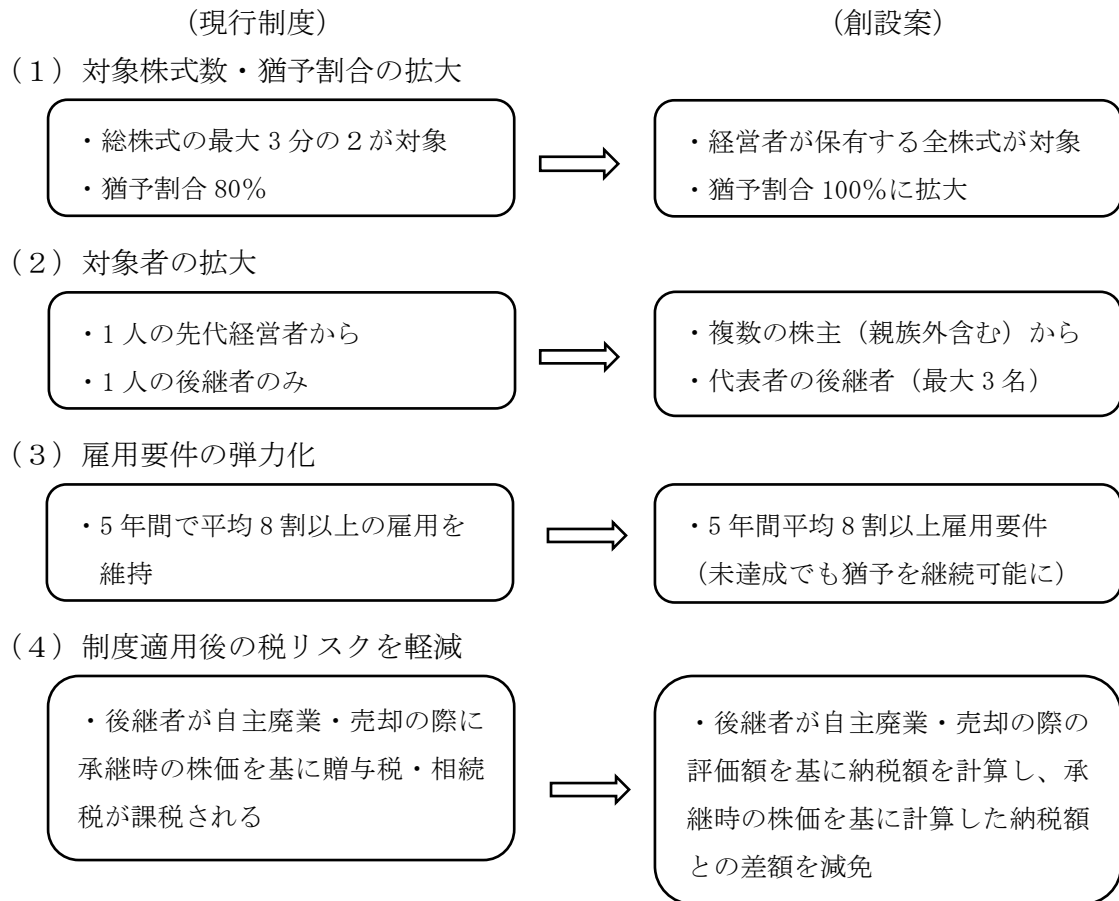
事業承継税制の特例制度と経営革新等支援機関への認定について

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。また、確定申告大変お疲れさまでした。今回は改正事業承継税制と経営革新等支援機関への認定について掲載しましたので、会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 事業承継税制の特例制度

「平成 30 年度税制改正大綱」が公表されましたが、その中で注目されますのが「事業承継税制」（非上場株式等の贈与及び相続の納税猶予及び免除）（租税特別措置法第 70 条の 7～第 70 条の 7 の 4）で、10 年間の時限措置として特例が創設される予定です。特例制度の内容は以下の通りです。



現行制度は相続税では、平成 20 年 10 月 1 日以降の相続開始事案から、贈与税では平成 21 年 4 月 1 日以降の贈与事案からそれぞれ適用されていますが、平成 27 年度までの適用件数は累計で相続税 864 件、贈与税 603 件と極めて低調でした。制度の複雑さや手続きの煩雑さ、そして承継会社の将来性と不適用となった時の納税の不安が低調の主な理由とされており、今回はこの点を改正した案となっています（従来の制度と今回創設の特例制度は並行して適用があることとなります）。

2. 特例制度の適用と認定経営革新等支援機関の役割

（1）特例制度の適用関係

①特例制度は平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年の間に「特例承継計画」を都道府県に提出して都道府県知事の「認定」を受けた対象会社（「特例認定承継会社」）の経営（株式）承継に適用されます。

②特例制度は平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日まで（特例期間）の経営承継に係る贈与税または相続税について適用されます。

（2）認定経営革新等支援機関について

①「特例承継計画」は特例認定承継会社が認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて作成するものであり、特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営の見通しなどを記載する事とされているようです。

②認定経営革新等支援機関とは中小企業経営強化法第 21 条に基づくもので、経営革新等支援機関の認定を受けた機関をいい、本年 2 月末日で 27,811 機関が認定を受けていますが、その機関の属性は税理士、公認会計士、弁護士、コンサルティング会社、金融機関など様々です。

3. 特例制度と税理士の役割

今回の特例制度は中小企業の事業承継にとって使い勝手の良い制度となっています。特例制度を受けるための「特例承継計画」の作成には認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受ける必要がありますので、経営革新等支援機関の認定を受けていない会員につきましては、是非とも認定を受けていただき、中小企業の経営の活性化を担って頂きたいと思っております。

《参考》

認定経営革新等支援機関 による支援のご案内

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/2014/download/141114panflet.pdf>

中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の認定申請について

http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/keieikakushin_nintei_shinsei.html

平成 30 年 3 月 19 日

総合企画部長 大西 勉